

内閣参質二一六第六六号

令和七年一月十日

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 林 芳正

参議院議長 関口 昌一 殿

参議院議員齊藤健一郎君提出災害発生時におけるドローンの活用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員齊藤健一郎君提出災害発生時におけるドローンの活用に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「ドローンを飛ばすまでの最短時間」については、災害の個別具体的な状況により異なるため、お答えすることは困難であるが、警察、消防等の関係機関において、災害発生直後から、それぞれが保有する無人航空機（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第二十二項に規定する無人航空機をいう。以下同じ。）を活用し、迅速な被害情報等の把握に努めている。

二について

お尋ねの「現場の問題点や改善点などの実態調査」及び「問題点等」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、警察、消防等の関係機関において、必要に応じて無人航空機の活用状況等の調査を行うなど様々な機会を通じてその実態を把握しているほか、令和六年能登半島地震における警察、消防等の関係機関による無人航空機の活用状況等を踏まえ、災害時においては無人航空機の活用が有効であり、無人航空機を活用するための体制整備を図ることが必要であると認識していることから、無人航空機を一層活用するための人材育成に係る取組等を推進している。